

65歳以上の高齢者を対象に、 補聴器等の購入費用を助成します

【交野市高齢者補聴器等購入費助成事業】

○目的

交野市では、高齢者の生活の質を維持・改善し、自分らしく暮らすことができるよう、認知症やフレイル予防、健康寿命の延伸への取り組みを進めています。

その一環として、加齢等により耳が聞こえにくくなった方に対し、補聴器等の購入に要する費用を助成します。

○助成対象者(以下のすべての要件を満たす方)

- ①市内に住所を有する満65歳以上の方
- ②市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方
- ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④耳鼻咽喉科医師の診断を受け、補聴器等の必要性を認める証明を受けた方

※中等度難聴程度(医師の判断による例外あり)の方が対象です。

○助成内容

25,000円を上限として、1人1回限り助成

※助成対象は、補聴器等1台のみとし、その購入にかかる費用

※修理、メンテナンスなどは対象外

※診察料や文書料等は自己負担

※申請前に購入されたものは助成対象外です。

※助成金交付決定通知日から6か月以内に購入し、請求してください。

○手続きの流れ

①申請書の入手

高齢介護課窓口(ゆうゆうセンター1階)にて、市から申請書をお渡しします。
※市ホームページからダウンロードもできます。

②耳鼻咽喉科の受診

- ・申請書を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。
 - ・医師に補聴器等の使用が必要と認められたときは、申請書の医師の証明欄に必要事項を記入してもらってください。
- ※診察料・文書料等は自己負担です。

③申請・決定

- ア 医師が補聴器等の必要性を証明した申請書に必要事項を記入の上、高齢介護課に提出してください。
※医師の証明日から3ヶ月以内を目途に提出してください。
- イ 市から助成金交付決定通知書と助成金請求書が届きます。
※助成金交付決定通知書が届くまでは、補聴器等を購入しないでください。

④購入

- ア 補聴器等を購入し、購入店舗からその領収書(宛名は申請者本人)をもらってください。領収書には品名の記載があるものとします。
- イ 助成金請求書にその領収書を添付し、高齢介護課に提出してください。

※助成金交付決定通知日から6か月以内に補聴器等を購入してください。

⑤助成

指定口座に助成金を振り込みます。

○補聴器等の購入店舗について

補聴器等は、市内外を問わず、どの店舗でも購入していただけます。

【お問合せ先】

交野市 福祉部 高齢介護課

TEL:072-893-6400 FAX:072-895-6065